

Q6-13.旅費交通費等の立替金に対する課税について教えてください。

台湾では、当事者間の契約書において出張旅費、宿泊代および雑費等(以下、旅費交通費等)を実費にて精算する旨の記載がある場合、当該実費精算分も課税対象となるため、注意が必要です。

例) 日本本社が台湾現地法人に技術サービス(技術サービス契約額:2,000)を提供するために技術者を派遣し、旅費交通費等が 200 発生。技術サービス契約書において、旅費交通費等については日本本社が立替を行い、台湾現地法人に実費請求する旨の記載あり。

| 課税対象 | 税額① (源泉徴収) | 税額② (みなし利益率を適用する場合) |
|--------------------|-----------------|------------------------|
| ① 技術サービス契約額(2,000) | 2,000 適用する費 400 | 2,000 適 3%※=60 |
| ②旅費交通費等の立替金(200) | 200 通費等の立替金 | 200 通 3%※=6 |
| 合計:2,200 | 合計:440 | 合計:66 |

※ 台湾に支店や工事事務所などの固定的営業場所があれば、その申告に含め、税率 17%が適用となり、2.55%(みなし利益率 15% x 17%)の課税となります。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。